

- ④ 週4日目以降 30分未満の場合
263点
- ロ 准看護師による場合
 - (1) 同一日に2人
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
525点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
400点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
625点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
485点
 - (2) 同一日に3人以上
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
263点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
200点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
313点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
243点

- ④ 週4日目以降 30分未満の場合
268点
- ロ 准看護師による場合
 - (1) 同一日に2人
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
530点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
405点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
630点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
490点
 - (2) 同一日に3人以上
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
268点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
205点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
318点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
248点

I 0 1 2 - 2 精神科訪問看護指示料

【注の追加】

(追加)

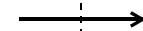
注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。

I 0 1 6 精神科重症患者早期集中支

援管理料（月1回）

【項目の見直し】

- 1 精神科重症患者早期集中支援管理料 1
 - イ 同一建物居住者以外の場合 1,800点
 - ロ 同一建物居住者の場合
 - (1) 特定施設等に入居する者の場合 900点
 - (2) (1)以外の場合 450点
- 2 精神科重症患者早期集中支援管理料 2
 - イ 同一建物居住者以外の場合 1,480点
 - ロ 同一建物居住者の場合
 - (1) 特定施設等に入居する者の場合 740点
 - (2) (1)以外の場合 370点

- 
- 1 精神科重症患者早期集中支援管理料 1
 - イ 単一建物診療患者が1人の場合 1,800点
 - ロ 単一建物診療患者が2人以上の場合 1,350点
 - 2 精神科重症患者早期集中支援管理料 2
 - イ 単一建物診療患者が1人の場合 1,480点
 - ロ 単一建物診療患者が2人以上の場合 1,110点